平成２９年（フ）第６００号
埼玉県春日部市中央３―12―５　Ｋコーポナオイ102号、住民票上の住所埼玉県羽生市北３丁目26番11号
債務者　橋爪　　武
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
埼玉県深谷市櫛引81番地18
債務者　稲葉　京子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８４３号
千葉市花見川区花園１丁目３番14号　クエスト花園102号
債務者　武田　健司
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２８号
千葉県浦安市北栄１丁目９番18号　ハイツ高梨（206）
債務者　須賀　明浩
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６１号
千葉県八千代市島田55―１　八千代ケアセンター、住民票上の住所千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区１棟401号
債務者　川井　謙一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７２号
千葉市中央区寒川町３―217―10―205、住民票上の住所神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番29―1108号
債務者　前田　　忍
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７４号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番７棟305号
債務者　田上　伸司
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７９号
千葉県八千代市米本2336番地８　２街区64号
債務者　小路　明子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１０９号
千葉県八千代市大和田366番地４　ノリタケ第１ハイツ101号
債務者　粟澤千栄子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１１１号
千葉県市原市青葉台４丁目31番地９
債務者　松田　善豊
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３０号
千葉市緑区辺田町578番地、住民票上の住所千葉市若葉区千城台東３丁目８番３号　フェリーク101号
債務者　髙橋　順子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８２号
川崎市高津区久末1850　エステートピア久末Ⅳ101号、住民票上の住所横浜市鶴見区下末吉４丁目20番８号　メゾン三ツ池道201
債務者　齋藤　莉沙
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
川崎市中原区上小田中２丁目13番27―102号
債務者　山口　武英
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４８号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目18番４―307号
債務者　早瀬　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５６号
川崎市宮前区菅生２丁目31番13号　ハイツマリア　103、前住所川崎市宮前区有馬４丁目２番８―401号　鷺沼有馬スカイマンション
債務者　水越　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４０８号
名古屋市緑区桶狭間西814番地　リバーサイド桶狭間105号
債務者　堤　　綾子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部